



平成30年4月1日、**50**周年を迎えました  
邑楽町は町制施行

広聴

中小学生の奮闘をぜひ議場で  
一日子ども議会を傍聴しませんか



まちづくりに子どもたちの視点を…。本物の議会さながらに一般質問をする子ども議員と答弁する金子正一町長(昨年の様子)

町では、行政や議会のしくみを学び、町政・議会活動への関心を高める機会の一環として「一日子ども議会」を開催しています。本年度は町制施行50周年記念事業として小学生も参加します。町内小中学校から推薦された小学生(16人)と中学生(16人)が、普段生活している中で町に対して感じた疑問、町をより良くするための意見などについて、子ども議員として町に対し、質問や提案をします。

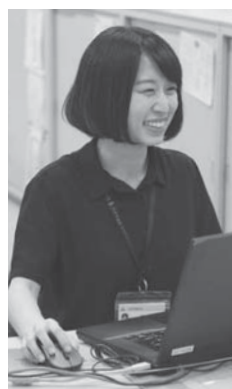
- ▼時間 小学生・午前10時開会 中学生・午後2時開会
- ▼会場 町議会本会議場(役場3階)
- ▼内容 町議会一般質問に準じた運営で行う。子ども議員から一般質問を受け、町長・副町長・教育長・関係課長が回答する
- ▼対象 どなたでも  
※小学生以下は保護者同伴。
- ▼申込方法 直接会場へ来場する  
※受付は開会の30分前。
- ▼その他 議場傍聴席が満席になった場合は、子ども議員の保護者や関係者を優先します。他のかたは役場1階エントランスロビーでの傍聴となります
- ▼問合せ 役場企画課 ☎47-5008

募集

明日のまちづくりにあなたの力を  
平成31年度採用の役場職員募集

町では、平成31年度に採用する町職員(一般事務)を募集します。

- ▼募集職種 一般事務
- ▼人数 若干名
- ▼受験資格 平成3年4月2日以降に生まれた人で、高等学校卒業程度の学力を有する人  
※ただし、平成31年度採用の職員採用試験(一般事務(大卒程度)・保育教諭)受験者は除く。
- ▼第一次試験日 9月16日 ☎
- ▼第二次試験日 10月下旬予定



町のために働きませんか

- ▼第一次第二次試験会場 町役場
- ▼受付期間 7月30日 ☎～8月17日 ☎  
(午前8時30分～午後5時15分)  
※土・日曜日を除く。
- ▼申込・問合せ 役場総務課 ☎47-5001

式典

米寿と金婚を迎える皆さんを祝福  
米寿・金婚記念式典

町では、米寿と金婚を迎える皆さんを対象に記念式典を開催します。

- ▼期日 9月16日 ☎
- ▼会場 中央公民館
- ▼対象
- 米寿 昭和5年4月1日から昭和6年3月31日までに生まれた人
- 金婚 昭和43年1月1日から12月31日までに、婚姻届を役場などに提出した夫婦
- ▼申込方法 申し込みは不要

※役場健康福祉課から招待状を送付します。

金婚 申込用紙に必要事項を記入して申し込む

※申込用紙は広報おうら7月号と併せて配布する他、役場健康福祉課にもあります。

※金婚で町に本籍がない人は、婚姻日の確認のために戸籍抄本の提出をお願いする場合があります。

▼申込・問合せ 役場健康福祉課 ☎47-5024



減塩から始める。高血圧予防を学びませんか  
食べて実感！高血圧予防教室

高血圧は自覚症状が出ないことが多く、脳卒中や心臓病を突然発症する恐れがあり、サイレントキラー（静かなる殺し屋とも呼ばれています。まずは、減塩料理で食事から見直してみませんか。

▼持ち物 エプロン、三角きん、スリッパ、ふきん

▼申込方法 電話で申し込む

▼申込開始 8月1日④

▼問合せ 保健センター ☎88-5533

このマークが目印のヘルスワンポイント事業は、特定健診受診者で健康教室などに参加してポイントを貯め、賞品と交換するといった事業で、今年5月から始まりました。内容は、広報おうら4月号(No.619)または6月号(No.621)で紹介しています。

児童

障害をもつ児童を扶養する人をサポート  
特別児童扶養手当

▼対象 精神や身体に障害がある満20歳未満の児童を保護、監督する父か母（所得の多い方）、または父母以外で児童を養育している人

▼支給額(月額) 5万1,700円

▼障害1級 3万4,430円

▼障害2級 3万4,430円

▼申請して認定を受けた場合 請求した月の翌月から手当を支給

※4月(12〜3月分)、8月(4〜7月分)、11月(8〜11月分)に手当を支給

※受給者本人や配偶者、扶養義務者の所得により支給停止となる場合あり。

▼請求に必要なもの 特別児童扶養手当認定請求書、特別児童扶養手当用障害認定診断書または療育手帳、マイナンバーが分かるもの、印鑑(認印)など

※認定請求書は役場子ども支援課にあります。その他必要な書類などもご案内します。一度お問い合わせください。

▼その他 すでに支給資格を持っている人は所得状況届の提出が毎年必要です。届け出がない場合、8月以降の手当は支給されません。

▼申請 問合せ 役場子ども支援課 ☎47-5044

医療

国保・後期高齢の医療保険に加入している70歳以上の人へ  
高額療養費の限度額が変更になります

70歳以上の人は、平成30年8月診療分から高額療養費の限度額が変更となります。

高額療養費制度とは  
ひと月に支払った医療費が高額になった場合、決められた限度額を超えた分を払い戻す制度です。

限度額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まります。

▼変更額 左表のとおり

※平成30年8月診療分から、限度額が変更になります。

▼問合せ 役場住民課 ☎47-5020

●平成30年7月まで

適用区分	外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み	課税所得145万円以上 57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数該当:44,400円*】
一般	課税所得145万円未満 14,000円	57,600円【多数該当:44,400円*】
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万以下など)	15,000円

●平成30年8月から【赤字が変更箇所】

自己負担割合・適用区分	外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み	III 課税所得690万円以上 252,600円+(医療費-842,000円)×1%【多数該当:140,100円*】	80,100円+(医療費-267,000円)×1%【多数該当:44,400円*】
一般	II 課税所得380万円以上 167,400円+(医療費-558,000円)×1%【多数該当:93,000円*】	57,600円【多数該当:44,400円*】
住民税非課税	I 課税所得145万円以上 80,100円+(医療費-267,000円)×1%【多数該当:44,400円*】	24,600円
	II 住民税非課税世帯 年間限度額14万4,000円	15,000円
住民税非課税	I 課税所得145万円未満 18,000円 年間限度額14万4,000円	57,600円【多数該当:44,400円*】
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万以下など)	8,000円

※過去12か月に同世帯で支給該当が4回以上あった場合「多数該当」の限度額に変更となります。

今回の変更点  
現役並み所得者のIとIIの区分に該当する人は、「限度額適用認定証」の交付が必要になります。交付を受けずに、受診した場合はIIIの区分が適用され、高額療養費の申請が必要になります。

福祉

ひとり親の家庭をサポート  
児童扶養手当

児童扶養手当は、離婚などにより児童を養育している父親または母親などに支給されます。

▼対象 次のいずれかの条件に該当する18歳に達する日以降の最初の3月までの児童を監護している母、養育している父、父母に代わって養育している人

- ・父または母が離婚した児童
- ・父または母が死亡または生死不明の児童
- ・父または母が一定程度の障害状態にある児童
- ・父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・未婚の母の子である児童
- ・父母ともに不明である児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

※児童が心身に一定以上の障害を持っている場合は、20歳になるまで手当が受けられます。

▼申請して認定を受けた場合 請求した月の翌月から手当を支給

※4月(12〜3月分)、8月(4〜7月分)、12月(8〜11月分)に手当を支給

▼認定後の届出義務 毎年8月に現況届を提出しなければ

●支給額の分類(月額)

項目	支給額		
	子どもが1人の場合	子ども2人目の加算額	子ども3人目以降の加算額(1人につき)
全部支給※	4万2,500円	1万400円	6,020円
一部支給	1万300円※~ 4万2,490円	5,020円※~ 1万300円	3,010円※~ 6,010円
支給停止	なし	なし	なし

※は、所得(税法上とは別)に応じて決定されます。詳しくは、お問い合わせください。申請方法や必要書類のご案内をいたします。

▼申請方法 申請方法や必要書類については、役場子ども支援課までお問い合わせください

▼申請 問合せ 役場子ども支援課 ☎47-5044

医療

有効期限は7月31日。ご注意ください  
後期保険証や受給者証などの更新

後期高齢者医療被保険者証・国民健康保険高齢受給者証の更新

新しい被保険者証と高齢受給者証(8月1日から有効)は7月中旬に郵送されます。

※国民健康保険高齢受給者証は、被保険者証(カードサイズ)と2枚1組でご利用ください。

限度額適用認定証などの更新  
国民健康保険限度額適用認定証の有効期限は7月31日です。継続して交付を希望する人は、8月中旬に役場住民課で申請してください。

▼持参するもの 国民健康保険被保険者証、マイナンバーを確認できるもの、運転免許証など、印鑑

▼問合せ 役場住民課 ☎47-5020

種類	対象	医療費負担	有効期限	更新手続き	
国民健康保険	高齢受給者証	70~74歳までの国保加入者	昭和19年4月2日以降生まれ 1割 所得により3割	7月31日	該当者へ7月下旬に郵送予定
	限度額適用認定証など	・国保加入者で国保税に滞納がない人 ・70~74歳は非課税世帯や現役並み所得者I・IIに該当する人 ※所得が未申告世帯の人は申告が必要	所得に応じた自己負担額まで	7月31日	役場住民課の窓口で8月中に手続きをする
後期高齢者医療保険	後期高齢者医療被保険者証	後期高齢者医療保険加入者	1割(所得により3割)	7月31日	該当者へ7月中旬に郵送予定